

## 憲法9条のなり立ち

buen44



# 目次

はじめに . . . . .	1
目次 . . . . .	3
『日本国憲法』第9条 . . . . .	4
第1章 日本国憲法の制定過程 . . . . .	5
第2章 9条の制定過程 . . . . .	6
第3章 『日本国憲法（日本語版）』と『日本国憲法（英語版）』のくい違い	12
第4章 9条の問題点 . . . . .	15
第5章 外国との比較 . . . . .	18



## はじめに

戦後 80 年が終わり、昨年（2025 年）の参議院選挙と今回の衆議院選挙の結果をみると、今、日本が時代の大きな転換期を迎えていることを実感させられます。国民の多くが、外交・安保の現実を認識し、その現実路線を支持し始めました。

国際紛争を外交で解決するため努力するのは当たり前のことですが、だからといって防衛の備えを怠ってはいけない、ということ国民の多くが認識してきました。戦争はこちらが仕掛けなければ起きないものではありません。2022 年のロシア軍によるウクライナ侵攻で始まった戦争を見れば明らかです。

多くの人が指摘しているように、もしウクライナがロシアと同程度の軍事力を有していたら、あるいは核兵器を放棄しなかったら、ロシアは攻めたでしょうか？戦争を仕掛けようとする側は、自らも大きな被害を受ける可能性があるかと判断すれば、安易に攻め込もうとしません。攻撃は多大なリスクを伴うと判断させて断念させる。これが抑止力です。

日本から他国へ戦争を仕掛けることなどありえません。しかし、仕掛けられた時には徹底的に反撃する意志と能力を見せつけなければ日本の平和は守れません。「防衛力強化＝軍事力強化は戦争への道」などというスローガンは、もはや国民の支持を得られません。

隣接する中国、ロシア、北朝鮮は核兵器を所有し、勢力圏の拡大を狙っています。ウクライナ侵略を成功裏に収めれば、ロシアは極東に軍事力を集中するでしょう。

トランプ大統領は、米国は他国の防衛のために軍隊を派遣しない。自分の国は自分で守れと言います。第二次世界大戦後も、米国は朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク、アフガニスタン、シリアと他国で戦争を続け、多くの死者を出しました。それだけではありません。生還した兵士の中には、深刻な精神的な疾患に悩まされ社会復帰できない人も少なくないようです。「もう、うんざりだ」という米国民感情は当然なものだと思います。トランプ政権の任期が終了しても、この流れは変わらないでしょう。東西冷戦の中で、日米安保条約と駐留米軍に守られて平和を謳歌してきた時代は終わりだと覚悟しなければならないのかもしれないかもしれません。

日本国憲法は、国家と国民の安全保障について次のように規定しています。

「日本国民は…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」（日本国憲法前文）

「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」（9条第2項）

<他国民を信頼して、日本の安全と生存を他国にまかせる><戦力を持たない>などと憲法に明記している日本は、ほんとうに大丈夫なのでしょう？

国際情勢がますます厳しさを増す中、日本国憲法における安全保障について、すなわち第9条及び前文を、その成り立ちから、もう一度考えてみたいと思います。

## 目次

### 第1章 日本国憲法の制定過程

#### 【1】米国の対日占領政策

#### 【2】『マッカーサーノート』の「3原則」

### 第2章 9条の制定過程

#### 【1】日本国憲法第9条は次の5段階を経て作られた

①『マッカーサーノート』→ ②『GHQ案』→ ③『日本案』

→ ④『日本国憲法（日本語版）』と『日本国憲法（英語版）』→ ⑤芦田修正

#### 【2】『マッカーサーノート』は4つのセンテンスからなる

#### 【3】『GHQ案』（ケーディス大佐）第8条

#### 【4】『日本案』（松本大臣が起草）

#### 【5】『日本国憲法（日本語版）』と『日本国憲法（英語版）』の作成

#### 【6】『芦田修正』

#### 【7】『日本国憲法』の成立

### 第3章『日本国憲法（日本語版）』と『日本国憲法（英語版）』の違い

#### 【1】相違点2つ

#### 【2】「国権の発動たる戦争」とは、どういう意味か？

#### 【3】「国権」とはどういう意味か？

### 第4章 9条の問題点

#### 【1】「国権の発動たる戦争」の意味が曖昧である

#### 【2】第2項 意味不明な「交戦権」

#### 【3】第2項「その他の戦力」（other war potential）

#### 【4】つぎはぎの条文

### 第5章 外国との比較

#### 【1】イタリアの憲法

#### 【2】ドイツの憲法

## 『日本国憲法』第9条

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」

<主語> = 「日本国民」

<述語動詞> = 「放棄する」

<放棄するもの> 「国権の発動たる戦争」と「武力による威嚇又は武力の行使」

<放棄を実現するため> 「陸海空軍その他の戦力」を持たない

### 【疑問点】

- ① 「国権」とは何か？
- ② 「国権の発動たる戦争」とはどういう意味か？
- ③ 「戦争を放棄する」という日本語の表現は正しいか？
- ④ 「その他の戦力」とは何を指すのか？
- ⑤ 「国の交戦権」とはどういう意味か？

### (エ) 『日本国憲法（英語版）』第9条

Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.

2. In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized.

「正義と秩序に基づく国際平和を誠実に希求し、日本国民は国家・国民の主権的権利としての戦争および国際紛争を解決する手段として威嚇あるいは武力を行使することは永久に放棄する。

2. 前述の段落の目的を達成させるため、陸海空軍およびその他の潜在的な軍事力（war potential）は決して保持されない。国の The right of belligerency は認められない」

## 第1章 日本国憲法の制定過程

### 【1】米国の対日占領政策

都市の空爆や原爆投下で日本を徹底的に破壊し降伏させた米国の対日占領政策の基本方針は、アジア・太平洋地域において日本が再び米国と競合することのないよう非軍事化を徹底的に進めることであり、そのために国内体制を民主化することでした。

そして、それを遂行するため、連合軍最高司令官マッカーサーに日本国統治の全権を与えました。絶大な権限を与えられたマッカーサーは、米国政府の方針に基づいて日本国の新たな憲法制定に取り組んだのです。

### 【2】日本国憲法は次の5段階を経て作られた

#### ①『マッカーサーノート』

マッカーサーから GHQ 民政局へ日本国憲法の作成を指示「3原則」

天皇制は残すが「国民主権」とする

国家・国民の主権的権利としての戦争を廃止する

封建制度の廃止

#### ②『GHQ案』

マッカーサーの指示を受けて GHQ 民政局が作成した日本国憲法草案  
( 民政局 局長ホイットニー准将、次長ケーディス大佐 )

#### ③『日本案』

『GHQ案』を日本の外務省が和訳して国務大臣松本烝治へ → 松本国務大臣と外務省法制局部長佐藤達夫が『日本案』を作成

( 第一章 ( 天皇 )、第二章 ( 戦争放棄 )、第四章 ( 国会 )、第五章 ( 内閣 ) は松本大臣が起草し、

その他を佐藤氏 )

④『日本国憲法 ( 日本語版 )』と『日本国憲法 ( 英語版 )』を日米共同で同時に作成  
『GHQ案』と『日本案』とを突き合わせ日米が共同作業... GHQ内にて徹夜、民政局の責任者はケーディス大佐で日本人は佐藤達夫氏ひとり。30時間1睡もせず、米国の了承を経て作ったものは2つ。『日本国憲法 ( 日本語版 )』と『日本国憲法 ( 英語版 )』 ( 注意 : 英語版は英訳ではない )

( 中公文庫『日本国憲法誕生記』佐藤達夫著 )

⑤第90回帝国議会 ( 1946年6月 ) 衆議院特別委員会で、9条についての『芦田修正』、

## 第2章 9条の制定過程

【1】日本国憲法第9条は次の5段階を経て作られた

①『マッカーサーノート』

マッカーサーからGHQ民政局へ日本国憲法の作成を指示「3原則」

②『GHQ案』

マッカーサーの指示を受けてGHQ民政局が作成した日本国憲法草案  
(民政局 局長ホイットニー准将、次長ケーディス大佐)

③『日本案』

『GHQ案』を日本の外務省が和訳して国務大臣松本烝治へ →松本国務大臣と外務省法制  
局部長佐藤達夫が『日本案』を作成  
(第二章(戦争放棄)は松本大臣が起草)

④『日本国憲法(日本語版)』と『日本国憲法(英語版)』を日米共同で同時に作成  
『GHQ案』と『日本案』とを突き合わせ日米が共同作業...GHO内で徹夜、民政局の責  
任者はケーディス大佐で日本人は佐藤達夫氏ひとり。30時間1睡もせず、米国の了承を  
経て作ったものは2つ。『日本国憲法(日本語版)』と『日本国憲法(英語版)』(注意:  
英語版は英訳ではない) (中公文庫『日本国憲法誕生記』佐藤達夫著)

⑤第90回帝国議会(1946年6月)衆議院特別委員会で『芦田修正』、

【2】 「マッカーサーノート」 は4つのセンテンスからなる

① War as a sovereign right of the nation is abolished. ② Japan renounces it as an  
instrumentality for setting its disputes and even for preserving its own security. ③ It  
relies upon the higher ideals which are now stirring the world for its defense and its  
protection. ④ No Japanese army, navy, or air force will ever be authorized and no rights  
of belligerency will ever be conferred upon any Japanese force.

「①国家・国民の主権的権利としての戦争は廃止される。②日本は紛争解決のための手段  
としての戦争する権利を放棄する。また、自己の安全を保持するための手段としての戦  
争する権利をも放棄する。③日本は、現在、世界を感動させ奮い立たせている崇高な理  
想を信頼して自国の防衛と保護をそれに任せる。④日本の陸海空軍はいっさい認可され  
ない。また、rights of belligerency も日本軍には決して与えられない」

(和訳は筆者。rights of belligerency は意味不明のため、ここでは原文のままにした。こ  
れについては、後述する。なお、nation は「国家」と「国民」の両方を意味するので、  
a sovereign right of the nation を「国家・国民の主権的権利」とした。『GHQ案』では  
state(国家)とnationの2語を用いている)

\*『マッカーサーノート』の明確な意図

最初の文の War as a sovereign right of the nation is abolished. 「国家・国民の主権的権利としての戦争は廃止される」は、2番目の文を合わせ読めば、「自然権」＝「自己保存」の権利＝「国際法の常識」としての「自衛権」（自衛のために軍事力を行使する権利）を日本国に与えないという意味である。

3番目の文は、その代わり＜日本国の安全は国際社会の正義で保障する＞というものであり、4番目の文は日本国に＜陸海空軍を持たせない＞という趣旨である。

それにしても、日本は「自国の defense（防衛）と protection（保護）を「今、世界を感動させ奮い立たせている崇高な理想にまかせる」と、したことは衝撃的である。

### 【3】 『GHQ案』（ケーディス大佐）第8条

War as a sovereign right of the nation is abolished. The threat or use of force is forever renounced as a means for setting disputes with any other nation.

No army, navy, or air force, or other war potential will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon the State.

「国家・国民の主権的権利としての戦争は廃止される。脅迫や武力行使を他国との紛争解決の手段とすることは永久に放棄される。陸海空軍、あるいは、その他の「潜在的な軍事力」（war potential）はいっさい認可されない。また、rights of belligerency も日本国には決して与えられない」

<1> 『マッカーサーノート』を修正した『GHQ案』（ケーディス大佐）

① 最初のセンテンスは『マッカーサーノート』と『GHQ案』は全く同じ

War as a sovereign right of the nation is abolished.

「国家・国民の主権的権利としての戦争は廃止される」

② 2番目のセンテンス

『GHQ案』 The threat or use of force is forever renounced as a means for

setting disputes with any other nation. 「脅迫や武力行使を他国との紛争解決の手段とすることは永久に放棄される」は、『マッカーサーノート』の前半を受動態にしているが、意味は

ほぼ同じである。しかし、後半下線部分の even for preserving its own security 「自己の安全を保持するための手段としてさえも」という部分は完全に削除されている。ケーディス大佐が削除した

のである。

③ 3番目のセンテンスは、すべて（下線部分）を削除したが、少し修正して以下のように『前文』に残した。

We have determined to rely for our security and survival upon the justice and good faith of the peace-loving peoples of the world.

「我々は平和を愛する世界の人々が持つ正義感と誠実な心を信頼して、我々の安全と生存をそれに任せることを決意した」

④ 4番目のセンテンス

『GHQ案』 No army, navy, or air force, or other war potential will ever be authorized

and no rights of belligerency will ever be conferred upon the State.

「陸海空軍、あるいは、その他の『潜在的な軍事力』(war potential) はいっさい認可されない。また、rights of belligerency も日本国には与えられない」

ケーディス大佐は Japanese force 「日本軍」を the State 「日本国」に訂正したほか、other war potential 「その他の戦力(潜在能力)」を付け加えたが、それ以外は rights of belligerency (ケーディス氏自身理解できなかったという文言)を含めてそのまま残した。

<2> 『GHQ 案』(ケーディス大佐)の削除部分と追加部分について

「自衛権」の剥奪を直接述べた2番目の文の後半を削除し、また、その剥奪を補うための3番目の文も削除したが、肝心の1番目の文と4番目の文はそのまま残した。そのため、全体の意味が曖昧になっている。

なお、other war potential (その他の『潜在的な軍事力』)をなぜ付け加えたのか、その意図はよくわからない

<3> 上記の修正についてケーディス氏の話

駒澤大学の西修教授は、1984年に米国のケーディス氏宅を訪れて、「憲法作成の背景」についていくつか質問しました。その問答は、教授の著書『図説 日本国憲法の誕生』(河出書房新社)によれば次のようです。

ケーディス氏「日本国憲法に『自己の安全を保持するための手段としての戦争放棄』まで書き込むのは、非現実的だと思い削除したのです。どの国も『自己保存』の権利を持っています。日本国にも当然『自己保存』の権利として『自己の安全を保持するための手段としての戦争』は認められると考えたのです」

西教授「貴方の修正に対して、元帥はどんな反応を示したのでしょうか」

ケーディス氏「私は大佐です。一介の大佐が元帥に直接、意見を具申することはできません。局長のホイットニー准将が介在しました。局長は、少しばかり私にクレームをつけましたが、そのまま元帥のところへもって行きました。その後、私の案文には何の修正もありませんでした。私は、私の修正した案文が認められたと思いました」

ケーディス大佐は、日本に対して自衛権まで放棄させるのは現実的でないと考え、マッカーサー元帥からの指示を勝手に修正しました。そして、マッカーサーはその修正を黙認したのだから、ケーディス大佐は、「修正が認められた」と考えたようです。

一般的に、国家には「自衛権」が認められ、自衛のための武力行使も認められると考えられています。独立した主権国家であれば、自衛のために軍隊を保有する権利を持つというのは国際法の常識です。マッカーサーは、当初、日本から「自衛のために武力行使(戦争)する権利」まで奪おうとしましたが、ケーディス大佐の修正を黙認したのですから、さすがに、そこは考え直したと理解してもいいと思いますし、ケーディス大佐の良識と勇気ある行為を讃えてもいいと思います。

しかし、『前文』に「我々は平和を愛する世界の人々が持つ正義感と誠実な心を信頼して、我々の安全と生存をそれに任せることを決意した」と、日本国民の承諾を得ること

なくどころか知らせもせず、日本国民を主語にしたこのような文章を勝手に盛り込むことは到底受け入れられるものではありません。

#### < 4 > GHQ（ケーディス大佐）の修正で生じた問題点

米国政府から絶大な権限を与えられた最高司令官マッカー元帥の指示に対するこのような修正は、上司のホイットニー准将から苦情を言われたように、無謀で許されない行為ではないか、とおそらくケーディス大佐自身も感じていたと思う。そんな雰囲気は上記のインタビューにうかがえるが、以下の点からも感じられる。

まず、3番目のセンテンスについては、この条文の中では削除したが、その代わり格調高い美文に仕上げ、『前文』の中にしっかりと残した。

さらに、4番目のセンテンスも Japanese force「日本軍」を the State「日本国」に訂正したほか、other war potential「その他の潜在的な軍事力」を付け加えたが、それ以外の文は意味不明の rights of belligerency を含めてそのまま残した。

マッカーサーの「自衛権をも放棄する」という指示を非現実的だと考えて削除し日本に「自衛権」を認めるのであれば、第2項の「陸海空軍は認可されない」という文言も削除しなければ、つじつまが合わなくなる。

ケーディス大佐は、なぜ第2項をそのまま残したのだろうか？ 無謀にも、マッカーサー最高司令官の指示の核心部分を無断で削除したうえ、さらに第2項の「陸海空軍は認可されない」の文言まで削除するなどということは、さすがにできなかった、ということなのかもしれない。

いずれにせよ、日本側は、そんな経緯は一切知らされないまま『GHQ案』を渡されたのである。「国家・国民の主権的権利としての戦争は廃止される」という9条冒頭の文言や『前文』の「我々は平和を愛する世界の人々が持つ正義感と誠実な心を信頼して、我々の安全と生存をそれに任せることを決意した」を読めば、これは日本に対して「自衛権」までも認めないつもりだと理解するのは当然だろう。

#### 【4】『日本案』（松本大臣が起草）

『GHQ案』の外務省仮訳「国民の一主権としての戦争はこれを廃止す。他の国民との紛争解決の手段としての武力の威嚇又は使用は永久にこれを廃棄す」

→『日本案』「戦争を国権の発動と認め、武力の威嚇又は行使を他国との間の争議の解決の具とすることは永久にこれを廃止す」

< 1 > 松本大臣の起草した9条第1項の文と『GHQ案』の文には違いが2点ある。

（相違点1）

War as a sovereign right of the nation を外務省は「国民の一主権としての戦争」と訳したが、松本大臣は「戦争を国権の発動と認め」と訂正した。

（相違点2）

「国民の一主権としての戦争は廃止される」という文と「他の国民との紛争解決の手段としての武力の威嚇又は使用は永久にこれを廃棄す」という外務省仮訳の2つの文を連結

して1つの文にし、2つをあわせて「永久にこれを廃止す」とした。

<2>修正した意図について、松本大臣は何も述べていないが、2つの文を連結することによって、最初の文の「戦争」は次の「他国との間の争議の解決の具とすること」にかかることになる。そうすることで、この条文で規定する「廃止する戦争」とは「自衛のための戦争」ではないと言っているようにも考えられる。

ケーディス大佐の修正について何も知らされていない松本大臣は、「自衛権の放棄」までも憲法に盛り込むことは、なんとしても避けたいという思いがあったのではないだろうか。

それにしても、松本大臣が考案した「戦争を国権の発動と認め」という表現は、米国側が示した「国家・国民の主権的権利としての戦争」という考え方に一致するのでしょうか？ また、日本国民は第9条の「国権の発動たる戦争」という文言を「国家・国民の主権的権利としての戦争」と理解しているのでしょうか？

#### 【5】『日本国憲法（日本語版）』と『日本国憲法（英語版）』の作成

（第3章で両者を比較する）

#### 【6】『芦田修正』

（第90回帝国議会（1946年6月）衆議院特別委員会（委員長芦田均）で修正）

帝国議会に提出された『政府原案』

「国の主権の発動たる戦争と、武力に威嚇又は武力の行使は、他国との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを放棄する。

陸海空軍その他の戦力は、これを保持してはならない。国の交戦権は、これを認めない」

→（以下のように修正）9条冒頭に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」を加えるとともに、第2項のはじめに「前項の目的を達するため」を付け加え、併せて「国の主権の発動たる戦争」を「国権の発動たる戦争」に、「他国との間の紛争の解決の手段としては」を「国際紛争を解決する手段としては」に改め、「保持してはならない」を「保持しない」に改めた。この修正の原案は「衆議院小委員会」の議長芦田均によって起草されたので「芦田修正」と呼ばれている。

重要なポイントは、「前項の目的を達するため」の追加とされる。これがないと、いかなる場合においても「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と解釈されかねない。しかし、「前項の目的を達するため」を追加することで、自衛という目的であれば、軍隊を保持することが可能だと解釈できるというのである。

法制局部長の佐藤氏は、「芦田委員長に、『こういう形になると、自衛のためには、陸海空軍その他の戦力が保持できるように見えて、司令部あたりでうるさいかも知れませんか』と耳打ちしたところ、『なに大丈夫さ』というようなことをいわれたのを覚えている。それにもかかわらず、わたし自身はいささか危んでいたのがあったが、結果においては、それも無用の心配に終わり、この修正については司令部から何の文句も出なかった」（『日本国憲法誕生記』）

「大丈夫さ」と言ったものの、実は芦田氏も心配していたようである。ケーディス氏は西教授に次のように述べている。

「私が、芦田氏のもってきた修正案に即座にオーケーを告げたところ、芦田氏は、ホイットニー局長の意見を聞かなくても大丈夫なのかとたずねました。私が、その必要はないと言っても、なにか落ち着かないようでした」（『図説 日本国憲法の誕生』）

しかし、すでに見たように、ケーディス大佐は『GHQ案』の段階で、日本に「自衛権」まで放棄させるのは現実的でないと考え、マッカーサーの指示を修正していたのである。そして、マッカーサーは、その修正を黙認していたのだ。だから、ケーディス大佐は「芦田が持ってきた修正案に即座にオーケーを告げた」のである。

なお、9条冒頭の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」の文章が素晴らしいと評価する人もいますが、これは敗戦国日本が、その自衛権までも奪われないようするため芦田氏が工夫した苦肉の策だったのです。

#### 【7】『日本国憲法』の成立

1946年6月20日、『日本政府原案』は、大日本帝国憲法に定められた改正手続きを経て帝国議会に提出されました。

7月25日、衆議院小委員会（計13回）で審議し一部修正

8月21日、衆議院本会議で採決し可決 総数429名、賛成421、反対8。反対したのは共産党6名全員と後の社会党左派2名。共産党が反対した理由は、主に「天皇制」と9条です。「（9条は）一個の空文にすぎない。・・・わが国の自衛権を放棄して民族の独立を危うくする危険がある」（政府案に反対する共産党の野坂参三議員）

審議の行なわれた衆議院と貴族院の小委員会は秘密会で、その議事録も1995年まで公開されませんでした。公開すれば、原案が日本人の手によって作られたものではないということがばれてしまうからです。なお、修正についてもGHQの了解が必要でした。

マッカーサーは、『GHQ案』をもとに作った『日本国憲法』を、日本国民の自由な意思にもとづいて作られた憲法である、という体裁をとるよう命じました。

「こんどのあたらしい憲法は、日本国民が自分でつくったもので、日本国民ぜんたいの意見で、自由につくられたものであります」

これは、1947年度から中学校社会科1年生教科書として用いられた文部省作『あたらしい憲法のはなし』の中の一節です。

軍事占領・統治の下で、しかたがなかったのかもしれませんが、しかし、それでも、吉田茂内閣は国民に対し、ここまで積極的に嘘をつかなければならなかったのだろうか、と少し疑問に思います。

### 第3章 『日本国憲法（日本語版）』と『日本国憲法（英語版）』のくい違い

#### 【1】相違点2つ

『日本国憲法（日本語版）』と『日本国憲法（英語版）』は、互いに照らし合わせながら日米共同で同時に作成したものですから意味の違いがあってはおかしいのですが、以下の2点については異なると言わざるを得ません。

- ① 『日本語版』「国権の発動たる戦争」⇔『英語版』「国家・国民の主権的権利としての戦争」
- ② 『日本語版』「その他の戦力」⇔『英語版』「その他の潜在的な軍勢力」

#### 【2】「国権の発動たる戦争」とは、どういう意味か？

米国側が日本政府に示した文言 war as a sovereign right of the nation 「国家・国民の主権的権利としての戦争」は、『マッカーサーノート』から『GHQ案』を経て『日本国憲法（英語版）』に至るまで全く同じで変更はないが、日本側は表現を以下のように5度も変えている。

- ① 「国民の一主権としての戦争」（最初の外務省訳）→② 「戦争を国権の発動と認め」（『日本案』作成者 松本内務大臣）→③ 「国の主権の発動として行う戦争」→④ 「国の主権の発動たる戦争」（衆議院に提出した案）→⑤ 「国権の発動たる戦争」（衆議院で修正）

\*なお「放棄する」という日本語を国語辞典で引くと、「本来持っている権利・資格を捨てる」とある。したがって、『英語版』のように「国家・国民の権利としての戦争を放棄する」とすれば国語辞典の例文「相続権を放棄する」に合致する。

しかし、「権利としての」を省き、しかも「国権の発動たる」という曖昧な文言を「戦争」にくっつけた9条の文言は「国権の発動たる戦争を放棄する」となる。「戦争する権利を放棄する」ではなく、「戦争を放棄する」という表現は日本語として適切だろうか？

\* 「国権の発動たる戦争」の意味を考えるにあたって、まず「国権」とは何かを考えてみる。

#### 【3】「国権」とはどういう意味か？

（1）まず考えてみたいのは、欧米から入って来た概念「権力」「権利」「主権」と日本語のそれとには少し差異があるのではないだろうかということである。

sovereign（主権）は君主・国王が持つ「統治権」から始まった概念で、国王は国を統治する力を持つというような意味だった。やがて 1649 年の清教徒革命と 1688 年の名誉革命を経て主権の所在は君主から貴族へ移行し、さらに次の市民（ブルジョワジー）に移行したあと国民全体へ移って現代の民主政治が出来あがった。

日本の高校で習う『主権』とは、国家が持つ「権力」であり「権利」でもある。  
 (ア) 国内的には 国民に対して法律や決定・命令に従うことを要求する「権力」  
 (イ) 対外的には 国家の独立性を主張し、他国の干渉を排除する「権利」

英語の sovereign 「主権」には sovereign power と sovereign right の 2 つがある

① power 「権力」強制力

② right 「権利」正当な主張・資格（right の本来の意味は「正しい」）

ところが、日本語の場合、「権力」と「権利」はどちらも「権」の字がつく。だから日本国憲法で使われている「主権」と「国権」という 2 字熟語は曖昧に理解されやすい。

(2) 「国権」とは「国の持つ権力」なのか、「国の持つ権利」なのか？

手元にある国語辞典で「国権」を引くと以下のようなようである。

「国家権力」「国の統治権」 例文として「国権を発動する」（小学館『国語辞典』）

「国家の統治権・支配権」（福武書店『福武国語辞典』）

ネット検索するといろいろな辞書が出てくる。

「国権とは」の答えは「国家権力。国の統治権」 例文「国家権力の乱用」

「国家の権力。国民を統治し支配する国の権力」 例文「国権の発動」

このように、日本の国語辞典によれば、「国権」とは「国家権力」「国家の統治権」である。ところが、日本語の「国権」を英語でなんというのかネット検索すれば、state [national] power, state[national] rights, sovereign rights [power] と出てくる。和訳すれば「国家の権力・権利」であり、「主権の権利・権力」である。つまり、日本語の「国権」と英語の「国権」は少し異なるということになる。

では、この「国権」という語はいつごろから日本で使われたのだろうか。明治 22 年（1889）に発布された大日本帝国憲法には「国権」という語は使われていない。しかし、ネット検索してみると、明治 14 年に『国権酒造』という名の会社が福島県で創業されているそうだから、「国権」という語は明治の初め頃から使われていたらしい。

その語のもとになった英語 sovereign には「権力」と「権利」という 2 つの概念が含まれているのだが、日本人のコンセンサス（合意）は日本語の辞書で判断する限り、この語を使用し始めた明治から今なお「国家権力」の片方だけのような気がする。いや、日本の高校の教科書には「権力」と「権利」の 2 つが明記してあるのだが、国語辞典はそうになっていない。

(3) 日本国憲法には「国権」という語が 9 条と 41 条で使われている。というか、起草した松本大臣は、苦心の末、この 2 か所に「国権」という語を当てたのだろうと思う。

① 41 条「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」

ここで使われている「国権」の意味は国語辞典のいう「国家の統治権」「国家権力」であり、『英語版』の The Diet shall be the highest organ of state power と食い違いはない。

② 9 条「国権の発動たる戦争（と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決す

る手段としては、）永久にこれを放棄する」

ここで使われている「国権」は、『英語版』では a sovereign right of the nation 「国家・国民の主権的権利」で、41 条の「国権」state power とは意味も語も異なるのだが、日本語は全く同じ文字「国権」なので意味の違いがはっきりしない。

（４）もう 1 点注目したいのは「主権」という語の英語と日本語の差である。

すでにみたように、第 41 条「国会は、国権の最高機関であって」で使われている「国権」の英語は sovereign power であり、power は「権力」「強制力」を意味する。ところが日本語の「主権」も英訳すると power になったり right になったりするのである。

①前文「主権が国民に存すること」（英語版は sovereign power）

②第 1 条 天皇の地位「主権の存する日本国民の総意に基づく」

（英語版は sovereign power）

③第 9 条「国権の発動たる戦争」（英語版は sovereign rights）

（英語の sovereign はふつう「主権」と和訳される）

いずれにせよ、本来、権力と権利を併せ持つのが「主権（sovereign）」で、それは国民に属するというのが「国民主権」の概念である。

そして、「国家権力」とは三権（立法、行政、司法）であり国会、政府、裁判所であるが、民主的な選挙で選ばれた国会議員が国会で法をつくり、法に基づいて行政と司法が組織されその権能が行使される。これが現代の議会制民主主義である。

日本では、とかく「権利」は「権力」に対峙するものだと考える傾向があり、また「権力」を否定的にとらえる傾向もある。しかし、権力と権利を併せ持つのが「主権」で、それは国民に属するというのが「国民主権」の概念である。

## 第4章 9条の問題点

### 【1】「国権の発動たる戦争」の意味が曖昧である

「国権の発動」とはどういうことなのか、具体的に説明した文章を見たことがない。先の戦争は国家権力が、まるで「戒厳令を発動する」かのように国民を強権的に戦争に駆り立てて悲惨な目に合わせた。だから、そんな戦争は放棄するのだ...というようなイメージで語られているようにも感じられる。

しかし、国家には「自衛権」が認められ、自衛のための武力行使も認められるというのが国際法の常識である。ケーディス大佐は、いかなる国も「自己保存」の権利を持っており自己の安全を保持するための手段として戦争は認められると考えたからこそ、一介の大佐からすれば雲の上の存在のようなマッカーサー最高司令官の指示した基本方針を断りなしに削除したのである。「自己保存」の権利とは「人間が生まれながらに持つ権利（自然権）」という意味である。

そうであるならば、人間が生まれながらに持つその権利を「放棄」するなどということが可能かどうか？ この点も検証すべきだと思う。

### 【2】第2項 意味不明な「交戦権」

(ア) 『マッカーサーノート』では rights of belligerency

(イ) 『GHQ案』では rights of belligerency (外務省訳は「交戦状態の権利」)

(ウ) 『日本国憲法(日本語版)』では「国の交戦権」

(エ) 『日本国憲法(英語版)』では The right of belligerency

『マッカーサーノート』の rights of belligerency は、「憲法調査会の報告書」で「交戦者の権利」と訳されている。しかし、『GHQ案』の外務省訳では「交戦状態の権利」で『日本国憲法(日本語版)』は「国の交戦権」である。そして、『日本国憲法(英語版)』では、なぜか s がとれて right になっている。

日本の高校の授業「政治経済」の副読本(東京書籍)では、「交戦権」とは<1>「国家が戦争を行う権利」と<2>「交戦国として戦時国際法上認められる権利」と2つの意味があると説明されていた。

神川教授は、昭和31年の衆議院内閣委員会公聴会で次のように述べています。「交戦権」と訳しているが、rights of belligerency を「交戦する権利」という意味で使った例は国際法にもない。「交戦する権利」という意味ならば、第1項に「放棄する」と書いてあるのだから、同じことを同じ条項に書くことはない。しかも、rights と「権利」が複数になっている。そこで、学者はみな「交戦者の権利」と解釈している(交戦者なら belligerents だが)。しかし、「交戦者の権利」と解釈しても、この条文はおかしいことに

なる。「交戦者の権利」というものは国際法上ちゃんと保障されているのであって、それを国内法で「認めない」とすることはできない。「それで、これは、おそらく素人の書いたものであろうと判断しているのです」（講談社現代新書『50年前の憲法大論争』）

それでは、ケーディス大佐は、この語句をどのように理解していたのだろうか。西教授のインタビューを読んで、私はまたも仰天した。

西教授「the rights of belligerency をどのように理解されましたか」

ケーディス氏「正直に言って、私には解りませんでした。ですから、もし、芦田氏がその文言の修正や削除を提示していたら応じていたことでしょう」（『駒澤大学法学部研究紀要第 62 号』寄稿論文「憲法 9 条の成立経緯」）

ケーディス大佐は、マッカーサーが指示した the rights of belligerency の意味を理解できなかったのである。それにもかかわらず、それをそのまま『GHQ案』の条文に載せたというのだ。語句が意味不明であれば質問すればいいではないか、とも思うかもしれないが、「一介の大佐」が元帥の書いた語句について問いたすような無礼なことではできなかったということだろう。しかし、ケーディス大佐はマッカーサー最高司令官が指示した核心部分を断りなしに削除しているのである。その点の深刻さに比べれば、ここは大した問題ではないと判断したのかもしれない。

### 【3】第 2 項「その他の戦力」（other war potential）

『GHQ案』には、マッカーサーノートにはない語句 other war potential が加えられ「その他の戦力」と訳されたが、ケーディス氏は、前述のインタビューで次のように述べている。

「other war potential を、政府の造兵站あるいは戦争を遂行するときに使用されうる軍需工場のための施設という意味で加えたのです」（potential「可能性、潜在能力」）

神川教授は、公聴会で次のように述べている。

「（war potential）は、第一次世界大戦後初めて使い出した言葉であります。（それ以前は）いつも陸海空軍だけを問題にしておりました。ところが国際連盟における軍縮委員会におきまして、陸海空軍だけを制限しても意味をなさない・・・war potential を禁止しなければならないといいました」（前掲書）

『日本政府原案』では、or other war potential は「（陸海空軍）又はその他の戦力」と訳されていたが、『日本国憲法（日本語版）』では「陸海空軍その他の戦力」と書き改められ、「又は」が抜け落ちた。

その後、この部分は「陸海空軍を含めたすべての戦力」というような意味に理解されることが多くなって、9条第2項は「戦力を保持しない」と規定しているのに「自衛隊は戦力ではないのか？」などという疑問も出されるようになった。

そして、1959年には、砂川基地反対闘争をめぐる裁判で、東京地裁は在日米軍は憲法9条第2項の「戦力」にあたり違憲であるという判決を出したのである。しかし、ケー

デイス大佐が第2項に付け加えた war potential の意味は、軍需工場などの「潜在的軍事力」である。つまり、9条第2項の後半部分の解釈は日米間で少し食い違っているような気がする。もちろん、「陸海空軍」も戦力であるし、other war potential 「その他の戦力」も戦力であることは間違いないが。

いずれにせよ、ケーディス大佐が、なぜ、ここに other war potential を付け加えたのか、その意図はわからない。

#### 【4】つぎはぎの条文

9条は、マッカーサー元帥、ケーディス大佐、松本大臣、芦田委員長の4人それぞれの意図や思惑が明らかにされないまま、それぞれ個別に、あとから削除されたり付け加えたり表現を変えたりして修正しています。無理やり修正したため文章がねじれてわかりにくくなっただけでなく、意味の曖昧な部分や意味不明の箇所もあります。

国の形を定める最高のルールであるはずの憲法が、このようなありえない状態で長い間、放置されたままになっているのです。

## 第5章 外国との比較

【1】敗戦国だったイタリアの憲法も占領終了（1947年9月）前の1947年7月に作られています。日本の9条に似た文があるというので検索してみると、その11条は「他国の人民の自由を攻撃（侵害）する手段としての戦争を否認する」となっています。つまり、侵略戦争を否定すると言っているのであって、「国家・国民の主権的権利としての戦争を放棄する」とか「自衛権の放棄」などの記述は全く見当たりません。なお、占領下ではありましたが、この憲法はイタリア人自身の手で作ったということです。

【2】同じく敗戦国のドイツ憲法（1949年5月成立、占領は1955年まで）は26条で「侵略戦争の遂行を準備する行為」を違憲とし処罰の対象としていますが、こちらもまた「国家・国民の主権的権利としての戦争は廃止される」とか「自衛権の放棄」などの規定はありません。

（なお、戦勝国である連合国の憲法には、そういう記述はないようです）

【3】さらに憲法改正を実施した国とその回数を調べてみると、G7の中で米国は27回ほど、フランスは28回ほど、ドイツは69回ほど、イタリアもカナダも20回ほどだそうです。イギリスは憲法という単一の法典がないのですが個別の法律は何度も改正しているようなので、結局G7の中で1度も改正していないのは日本だけです。



---

憲法9条のなり立ち

---

著 者 書籍情報の編集ページから、著者情報を入力してください

制 作 Puboo  
発行所 デザインエッグ株式会社

---